

地域元気再生事業補助金（地域活性化型事業）

地域自らが特色ある地域づくりを進めるために策定された地域づくり活性化計画等に基づき、区公民館が行う活力ある地域づくり事業や、地域の課題解決を図るための事業、また自らの創意工夫による社会貢献や地域活性化につながる創造的な事業に対し、その事業に要する費用について支援します。

- ① 対 象 者 区公民館、公民会
- ② 事業期間 平成 23 年度～（計画期間 5 年）
- ③ 補助率 90%（H29～）
- ④ 補助限度額 50 万円（20 公民館）

※令和 3 年度から限度額を 45 万円に変更し、収益性のある事業に取り組む場合は 5 万円を上乗せします。収益の大小は問いません。新規、既存の事業に関わらず、事業内で収益を作り出す仕組みの創出を期待します。

担当窓口 総合政策課地域振興係 0996-24-8917